

広報  
みなべ

2020  
No.187

4

WAKAYAMA MINABE TOWN

目次

令和2年度当初予算……………P2～3  
令和2年施政方針……………P4～5  
耐震診断等について……………P6  
第十一回特別甲慰金のご案内 他…P7

まちのできごと……………P8～9  
くらしの情報……………P10～13  
ふれ愛センターだより…P14～15  
とじょかん通信……………P16  
各種相談など……………P17

猪之山の桜

# 令和2年度当初予算

令和2年度の当初予算が3月定例議会会で可決されました。一般会計は、88億3900万円となり、前年度に比べ1億2500万円の減額となっています。

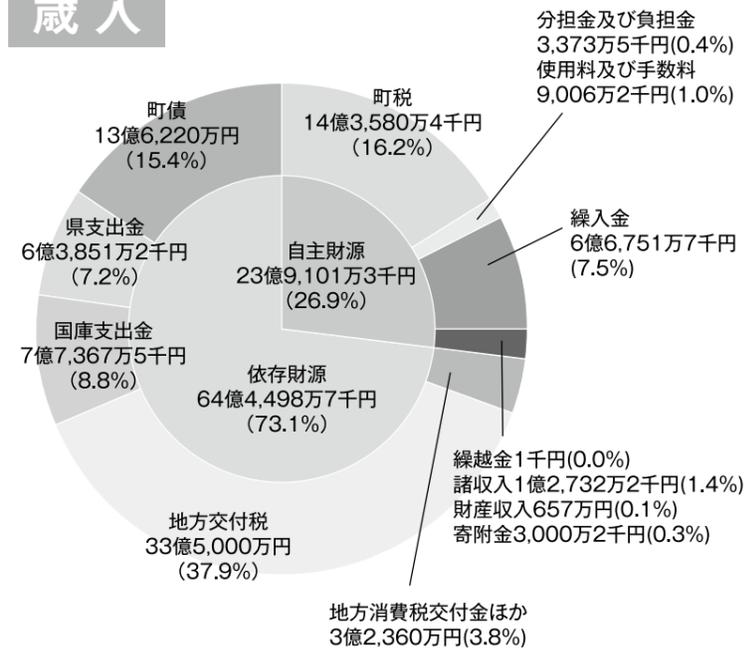
第2次みなべ町長期総合計画によるまちづくりに取り組み、「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を実現するための施策を展開していきます。

## 歳入

町税については、町民税の増収が見込まれることから、前年度より2960万5千円の増となり、歳入全体の16.2%となっています。

また、大型公共事業の実施(防災行政無線のデジタル化など)により、財源に不足が生じることから、町債などで財源を確保することとしています。このため町債は、歳入全体の15.4%となっています。歳入のうち自主財源は23億9101万3千円と歳入全体の26.9%であり、歳入の大半は地方交付税などの依存財源が占めており、依然として厳しい財政状況となっています。

## 歳入

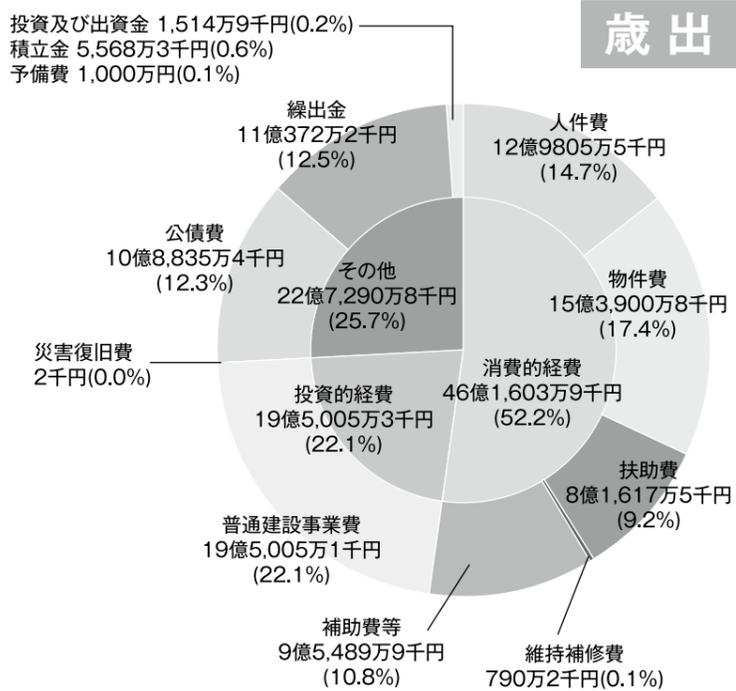


## 歳出

消費的経費(人件費、扶助費、物件費、補助費等など)については、会計年度任用職員制度の実施により、人件費の増などで、前年度より9927万3千円(2.2%)増となっています。

投資的経費のうち普通建設事業費については、防災拠点整備事業などの事業費の減少により、前年度より1億8265万6千円(8.6%)減となっています。その他経費については、公債費の減少などにより、4161万7千円(1.8%)の減となっています。

## 歳出



令和2年度一般会計予算は  
**88億3,900万円**

## 令和2年度に実施する主な事業 (単位:千円)

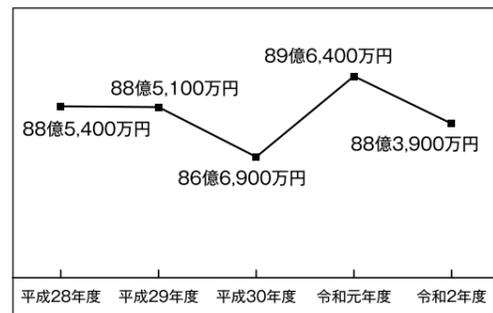
こども園整備補助事業	489,030
防災行政無線デジタル化事業	460,000
社会資本整備総合交付金事業(町道名の内線、町道熊岡東本庄線ほか)	253,750
ナデオ農道整備事業	105,500
防災施設整備事業	65,610
町道新設改良事業(町道宇呂住線ほか)	76,400
道路メンテナンス事業	41,000
津波高潮危機管理対策事業	16,257
海岸堤防等老朽対策事業	12,257
空き家解体処理費補助金	9,000
第3子以降子育て応援(学校給食費助成)事業補助金	6,240
水産物供給基盤機能保全事業	6,050
教育旅行誘致事業補助金	6,000
紀州材で建てる住宅支援事業補助金	3,000
ふるさと応援奨学金	2,400
防犯カメラ整備事業	2,200

## 会計別当初予算状況

(単位:千円)

会計名	令和2年度	令和元年度	増減額
一般会計	8,839,000	8,964,000	△125,000
国民健康保険特別会計	1,920,078	1,882,416	37,662
後期高齢者医療特別会計	339,664	322,563	17,101
介護保険特別会計	1,700,497	1,746,501	△46,004
農業集落排水事業特別会計	90,652	66,024	24,628
公共下水道事業特別会計	694,493	679,061	15,432
簡易水道事業特別会計	0	266,806	△266,806
水道事業会計(事業費用+資本的支出)	492,059	310,373	181,686
合計	14,076,443	14,237,744	△161,301

## 一般会計の当初予算額の推移



## ◎語句の説明

### 【歳出】

- 消費的経費=支出効果が単年度又は短期間に終わり、後年度に形を残さない経費
- 扶助費=児童、高齢者、障がい者の方などの福祉向上のための費用
- 物件費=公共施設の光熱水費や消耗品、委託料などの費用
- 補助費等=団体等への活動助成金や他市町と共同で運営する組合への負担金などの費用
- 投資的経費=将来に残る施設等を整備する費用など支出効果が長期にわたる経費
- 普通建設事業費=道路や建物などの建設事業に係る費用
- その他の経費
- 公債費=町が借入れたお金を返済するための費用
- 繰入金=一般会計から特別会計などへ繰り出す費用

### 【歳入】

- 自主財源=町が自主的に収入することができる財源
- 町税=町民税、固定資産税や軽自動車税など
- 使用料及び手数料ほか=施設の使用や戸籍の手数料など、特定のサービスに対して負担してもらったお金
- 繰入金=基金を取り崩すなど一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金=前年度から繰り越したお金
- 諸収入ほか=ほかの収入科目に含まれない収入など
- 依存財源=国や県から交付されるお金や借入金
- 地方交付税=全ての市町村が一定の行政サービスを提供できるよう、国から交付されるお金
- 国庫支出金・県支出金=町が行う事業に対して、国や県から交付されるお金
- 町債=建設事業などの事業費用のため借入するお金

# 令和2年度施政方針（概要）

みなべ町長 小谷芳正



町民の皆様へ安心して暮らしていただける町づくりのために、町民目線に立った施策の展開を図ってまいりますので、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 便利・安心・安全な

まちづくり

### 防災・減災対策

デジタル防災行政無線施設整備につきましては、戸別受信機の各戸配布を含め本年度、完成予定にしています。

と健康面における研究と、梅の認知症への効果について調査研究していただくことにしています。

世界農業遺産関係では、認定後5年を迎えることから、これまでの取組みの発表や国内認定地域との情報交換など、認定5周年記念シンポジウムを開催する予定です。

### 海産業

海産業につきましては、漁獲量の確保を図るため、イセエビ、ヒラメ、クエの稚魚の中間育成や放流など引き続き進めてまいります。

また、海岸秩序の維持および密漁防止に取り組む町の姿勢を広く周知するための啓発看板を設置いたします。

### 山産業

昨年度、新設されました森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づき森林所有者に対し経営管理の意向調査を実施します。

また、人口減少や高齢化等により担い手不足が課題となっている、

継続事業であります南道・東

吉田の小山田池周辺の高台での防災拠点整備事業が、関係者の皆様方のご理解とご協力により、工事が進捗し全体像も徐々に見えてまいりました。また、そこに至る避難路としての町道の拡幅改良工事等も鋭意進んでおります。

本年度は、この高台に整備予定の備蓄倉庫やマンホールトイレなど防災施設等の建築設計業務を実施します。

また、一昨年度、創設いたしましたブロック塀等の耐震対策化に対する補助のほか「住宅耐震改修補助金」、「土砂対策住宅補強補助金」などについても、引き続き予算化してまいりますので町民の皆様には、ご利用いただきまして身の回りの防災対策を講じていただければと存じます。

また、ため池の方が一の決壊に備えて、未整備である町内31箇

所のため池ハザードマップを作成いたします。

### 子育て支援

南部幼稚園、南部保育所、愛之園保育園の3園を統合しての新こども園の高台移転整備について、2年後の2022年4月開園を目指し、いよいよ本年度から建築がスタートします。

愛之園保育園が整備、運営を行うこととなりますが、町としても子どもたちの安全・安心な保育環境の整備を支援してまいります。

新規事業としては、小学生以下のお子さんの体調が悪い時、仕事が休めないなど保育できないご家庭を支援するため、病児・病後児保育事業を田辺市周辺市町と連携し、民間医療機関に委託実施したいと考えています。

### 環境から築く安全・安心な

まちづくり

### 水道事業

本年度からは、簡易水道を廃止し、上水道へ統合するため、一

辻トンネルを含む切目辻工区について、平成30年度に事業採択され、現在、トンネル、橋梁等の詳細測量設計中となっています。本年度は、みなべ町側の取り付け道路区間の工事に着手予定とのことです。

共和地内の歩道についても、用地買収補償が順調に進んでおり、一部工事も発注され、本年度は、家屋等の撤去が完了した所より順次工事発注されていく予定です。

### 町道

町道浜線、高野沼川線の高城トンネル、川久保線が完成し、通学路としての安全確保、道路の防災・減災対策が図られたところです。継続中の熊岡東本庄線の歩道改良についても、本年度、完成予定となっています。

社会資本整備総合交付金事業と新しく創設された個別補助事業である道路メンテナンス事業を活用し、交通の安全の確保とその円滑化、生活環境の整備等を図るため、継続中の名の内線の拡

本化した水道事業会計（地方公営企業会計）となっております。

浄水場の施設耐震化診断結果をもとに、みなべ浄水場内の施設更新基本設計を予定しており、順次耐震化を進めていきたいと考えております。

### 廃棄物対策

可燃ごみについては、平成30年度より田辺市様の焼却施設でお世話になっております。

その背景には焼却施設の広域化、将来的には田辺周辺広域市町村圏組合での煙突の1本化が計画されています。

また、平成30年度より実施しています、紀南広域廃棄物最終処分場建設工事については、本年度末完成予定となっています。

### 産業の振興・

交流産業の振興

### うめ産業

うめ産業については、これまでの機能性の調査研究を続けてきたことで、梅干が爆発的に売れる効果に繋がりました。引き続き美容

幅改良はじめ、橋梁・トンネル等の定期点検及び補修工事等の長寿命化対策を行い、事故防止に努め、安全対策を図ってまいりたいと考えています。

### 永く住みたい

魅力あるまちづくり

### 学校教育・社会教育の充実

施設面については、快適な学校生活を送れるよう、小・中学校のトイレの洋式化を進めてまいります。また、学校におけるICT環境の整備については、現在あるネットワークシステムの改修を行い、高速大容量の通信環境を整備し、子どもたち一人ひとりに最適化された学びが、より充実する環境を整えてまいりたいと考えています。

体育施設については、近年利用度が低くなっています西本庄グラウンドについて、隣接しています上南部こども園の園庭改修とあわせ、町民の方々のスポーツニーズの変化に応えるため、検討していきたいと考えています。

# 住まいの耐震診断しませんか？

## 耐震事業について

巨大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。

町では住宅の耐震化に対して次のとおり補助を行っています。

### 耐震診断

次の要件を満たす住宅について、耐震診断費用を補助します。

#### 〈診断費用〉

- 木造住宅 無料
- 非木造住宅 必要な経費の2/3(上限8万9千円)を補助

#### 〈対象住宅〉

- 2階建て以下で、延べ床面積が200㎡以下の専用及び併用住宅などで次の要件を満たす住宅
- 木造住宅の場合 平成12年5月31日以前に着工されたみなべ町内の住宅
- 非木造住宅の場合 昭和56年5月31日以前に着工されたみなべ町内の住宅

#### 〈募集戸数〉

- 木造住宅 20戸
- 非木造住宅 1戸

#### 〈申込受付〉

令和2年4月1日

～令和3年2月26日

※総務課までご連絡ください。

#### 〈内容〉

■専門の耐震診断士が診断します。

■診断結果は、耐震診断士が1～2か月後に訪問してお知らせします。

### 耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施

耐震補強設計及び耐震改修工事(建替え含む)に係る費用の補助

(最大116万6千円)が受けられます。

#### 〈対象住宅〉

■耐震診断の結果、木造住宅については耐震評価が1.0未満、非木造住宅についてはI s値が0.6未満、またはq値が1.0未満と診断された住宅

6未満、またはq値が1.0未満と診断された住宅

■改修及び建替え後に耐震評価が1.0以上(0.7以上でも可)、非木造住宅についてはI s値が0.6以上かつq値が1.0以上。※工事については年度末(令和3年3月31日)までに完了していた必要があります。

#### 〈募集戸数〉

■10戸

#### 〈申込受付〉

令和2年4月1日～12月28日

※総務課までご連絡ください。(従前の補助制度も利用できます。)

### 耐震ベッド・耐震シェルター

既存の木造住宅内に、耐震ベッド・耐震シェルターを購入、設置

する際に、費用の2/3(最大26万6千円)を補助します。

ただし購入、設置する耐震ベッド・耐震シェルターは、県の認定を受けたものに限りです。

#### 〈対象住宅〉

木造住宅で、耐震診断の結果、

評価が1.0未満と判定された住宅

#### 〈募集戸数〉

■1戸

※補助件数については限りがありますので、申請件数が多数の場合は、高齢者、障害者の方を優先して補助させていただきます。ご了承ください。

#### 〈申込受付〉

令和2年4月1日～

☆各種補助は、募集戸数に達した場合、その時点で終了となります。また、補助を受けるには、事前に総務課への申請が必要です。申請方法等については、総務課(TEL72・2142)へ。

### 県では、木造住宅の耐震改修サポート事業を実施しています

耐震診断の結果、耐震評価が1.0未満と診断された木造住宅について、専門のアドバイザーを派遣し、各種相談や改修プランの提案などを無料で行っています。くわしくは、役場総務課へ。

# 戦没者等のご遺族の皆さまへ ～『第十一回特別弔慰金』のご案内～

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

### ■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、『恩給法による公務扶助料』や『戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」)による遺族年金』などを受けの方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1 令和2年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
  - 2 戦没者等の子
  - 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 左記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

■請求期間 令和5年3月31日まで

■請求窓口 役場住民福祉課

■請求手続きに必要なもの

- 印鑑(認印)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 戸籍書類

■お問い合わせ先 役場住民福祉課  
(TEL 72-2161)

# 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成31年4月24日に議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行され、優生手術を受けた方に一時金が支給されます。

### ■一時金の対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在生存されている方

- ①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- ②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

### ■一時金の金額

一律320万円

### ■請求手続き・お問い合わせ先

【和歌山県旧優生保護法一時金受付・相談窓口】  
TEL 073-441-2642 FAX 073-428-2352

受付時間 9:00～17:45(月曜日から金曜日。土・日・祝日、年末年始を除く。)

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階

※田辺保健所(26-7952)でも受付・相談を行っています。

さかもと あつし  
**坂本敦さんが全国民生委員児童委員連合会会長表彰**

坂本さんは、平成16年12月から令和元年11月の任期満了まで15年間、民生委員児童委員を務められました。

在任中には、地域の皆さまからの様々な相談ごとに応じ、必要な支援を行うなど地域福祉の増進に多大な貢献をされました。

このほど、民生委員児童委員としての功績が特に顕著であるということで、全国民生委員児童委員連合会会長表彰を受けられました。



にしぐち しょういち  
**西口正一さん(滝) 100歳おめでとうございます**

2月27日、100歳を迎えた西口さんの自宅に町長が訪問し、「祝百歳」の賞状と記念品、花束を贈り長寿をお祝いしました。

長寿の秘訣を尋ねると、家族の方は「何でも好き嫌いなく食べ、フライドチキンなど若い人が好む物も食べます」と話してくれました。

また、戦争に行っていたからか、辛抱強く、体調が悪くても言わないので気をつけていますと家族の方は話していました。益々のご長寿を祈念します。



**一日限りの岩代大梅林**

2月15日、旧岩代大梅林の駐車場などで、OJINS・梅星プロジェクト主催の「一日限りの岩代大梅林」が開催されました。

当日は、地元のおさこいチーム「梅舞(プラリズム)」の演舞、窯焼きピザや梅酢焼き鳥などの販売もあり、3年ぶりとなった岩代大梅林には、多くの方が訪れ、買い物や花見を楽しんでいました。

また、青少年育成町民会議の南部支部・岩代支部共同開催の町内の小学生を対象にした写生会も行われました。



**第19回市町村対抗ジュニア駅伝競走大会**

2月16日、第19回市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催され、県内各市町代表29チームとオープン参加16チームが出場し、10区間(21.1キロ)を競い合いました。

みなべ町は第18位(1時間16分14秒)でゴールしました。\*オープン参加チームの記録は順位に含まれません。

また、瀧谷陽斗選手、早田衣吹選手が5年連続登録競技者賞を受賞しました。



みなべ町選手団〔敬称略〕

■団長 小林晃亮 ■監督 東 司

■コーチ 清水昭男、片山清範、中松常晃、中嶋司、沖見直哉、林優、森坂佑右、田中信弘、楠本みずき、草分風花、内中さつき、山下浩昭、清水友登

■選手

〈小学生男子〉 永井連太郎(上南部小6年)、大川綾斗(南部小6年)、鴻谷勇仁(岩代小6年)、池田陽向(清川小6年)、山下千翔(上南部小5年)

〈小学生女子〉 長瀬日鞠、早田すずな(清川小6年)、山崎まほ(上南部小6年)、杉本日菜乃(岩代小5年)、玉置莉奈、石丸万葉、高田夏帆(南部小5年)

〈中学生男子〉 瀧谷陽斗(南部中3年)、清水快音、池本健太(上南部中3年)、森本梗太郎(上南部中1年)、山下陽生(田辺中1年)

〈中学生女子〉 早田衣吹(高城中3年)、橋本日菜子(高城中2年)、野中葉月(上南部中2年)、森川りな、山中来未(南部中1年)

# くらしの 情報

住民福祉課(TEL72-2161)から

## 令和2年度国民年金保険料

令和2年度の国民年金保険料は、月額1万6540円となります。

4月上旬に、令和2年度の「国民年金保険料納付案内書」が日本年金機構から送付されます。保険料は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。

送付される納付書は、各月分の納付書のほか、割引のある1年前納や6か月前納の納付書も添付されていますので、ご利用ください。また、便利な口座振替による納付方法もありますので、ご利用ください。

○すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は必ずしも受ける必要はありません。

○生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医に相談してください。

### 歯科健康診査

**対象者** 令和2年3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の被保険者の方

#### 検査項目

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

健康診査及び歯科健康診査についてのくわしくは、和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL073-4288-6688)へお問い合わせください。

### 学生の皆さんへ

#### 「学生納付特例制度」について

学生の皆さんも、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料を納めることが困難な場合があります。そのようなときは、申請して承認を受けると、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

#### 申請について

承認期間は、申請した年度の4月から翌年の3月までで、申請は毎年度行う必要があります。

学生納付特例を申請される方は、役場住民福祉課へお願いし、申請には、確認書類として学生証の写しまたは、在学証明書が必要となりますので、お持ちください。

#### 前年度、申請された方

令和元年度に学生納付特例の承認を受け、令和2年度も引き続き在学予定と思われる方には、

### 後期高齢者医療制度の 保険料率等の改定 について

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまに和歌山県後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率等が決定しましたので、お知らせします。

保険料は、等しく負担していた多く均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、そのうち特例措置として実施されている所得の低い方の均等割軽減措置について、8割軽減が令和2年度に7割軽減に、8・5割軽減が令和2年度に7・75割軽減に令和3年度に7割軽減に変更されます。

なお、均等割額の5割・2割軽減の対象は拡大されます。令和2年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

4月初めに日本年金機構から申請ハガキが送られてきます。必要事項を記入のうえ返送すること、継続申請となります。(この場合、学生証の写しまたは、在学証明書は不要です)

#### 承認要件等

◆学生本人の前年所得が、118万円以下

承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

保険料の追納(後払い)は、10年以内であれば、遡って納めることができます。ただし、2年以上経過した保険料については、一定の金額が加算されます。なお、追納する場合は、田辺年金事務所へ申込みが必要です。

#### ご注意ください

申請をしないで、保険料を未納(納付しない)のまま放置していると、万が一の事故や病気の際に障がいが残っても、障害基礎年金が受けられない場合があります。

年度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和2・3年度 (年間)	50,304円	9.51%	64万円
【参考】 平成30・31年度 (年間)	45,812円	8.80%	62万円

くわしくは、住民福祉課または、和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL073-4288-6688)へお問い合わせください。

### 税務課(TEL72-2162)から

#### 軽自動車税の納期限は 6月1日です

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。

軽自動車税には月割課税制度がないため、4月2日以降に所有

### 後期高齢者の皆さんへ

#### 健康診査・歯科健康診査

生活習慣病等の早期発見のため、健康診査・歯科健康診査を受けましょう。対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします(受診券発行の申込みをする必要はありません)。

**受診期間** 令和2年6月1日、令和3年2月28日

**受診場所** 受診券に同封する一覽表に記載している医療機関

**自己負担額** いずれも無料

**持ち物** 保険証、受診券、受診票(問診票)

#### 健康診査

**対象者** 被保険者全員

#### 検査項目

〔基本〕問診、計測(身長・体重・BMI、血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質・肝機能・糖代謝)、尿検査(糖、蛋白)、血清クレアチニン検査

〔医師が必要と判断した方への追加〕貧血検査、心電図検査、眼底検査

者でなくなった場合でも、その年度1年分の税金がかかります。

#### 納付について

今年度の軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です。

5月中旬ごろ、納税通知書を郵送します。

納付は、金融機関のほかコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリもご利用できます。利用できるアプリなど、くわしくは、納税通知書に同封するチラシをご覧ください。

口座振替により納付される場合は、6月1日に指定されている口座から振替させていただきます。

#### 軽自動車税の減免申請について

軽自動車税は、生活保護法による生活扶助を受けている方、または身体に障がいのある方等が所有して使用する場合、納期限の7日前(5月25日)までに申請することで、減免されることがあります。必要書類については税務課へ。

**固定資産の  
縦覧と閲覧ができます**

**縦覧制度**

みなべ町内に土地や家屋を所有  
して、固定資産税が課税さ  
れている方に限り、町内の他土  
地や家屋の価格との比較を通じ  
て自分の土地や家屋の評価が適  
正かどうか判断できるようにする  
ため、次のとおり固定資産の縦覧  
(見る)期間をもうけます。

**期間・時間**

4月1日(水)～7月31日(金)  
(土・日・祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時

**縦覧できる方**

納税者本人、または本人の委任  
を受けた方(委任状が必要です。)

**閲覧制度**

納税義務者は、固定資産課税  
台帳において、自分の資産につい  
て記載された部分のみ確認でき  
ます。また、借地人・借家人は、  
使用または収益の対象となる部分  
について、課税台帳の閲覧ができ  
ます。

**期間**

4月1日～翌年3月31日まで  
(土・日・祝日を除く)

**〔縦覧及び閲覧場所〕**

役場1階 税務課  
※各税金について、くわしくは税  
務課へお問い合わせください。

生活環境課(TEL72-3605)から

**浄化槽を使用している  
皆さまへ**

浄化槽は、し尿や生活雑排水  
をきれいにし、水環境の保全に大  
きな役割を果たしていますが、微  
生物の働きを利用しているため、  
適正な維持管理を行わないと機  
能が低下し、水質汚濁や悪臭の  
原因となってしまう。

そのため浄化槽管理者は、保  
守点検、清掃、法定検査の維持  
管理を行うよう法律で義務付け  
られています。

大切な水環境を守るため、浄  
化槽の正しい維持管理を実施し  
ましょう。

※下図をご参照ください。



事業収入を財源として実施してい  
ます。  
平成31(令和元)年度、宝くじ  
コミュニティ助成事業により谷口  
区が、祭礼用具(屋台・長持台・  
胴長太鼓)を新調しました。

谷口区では、宝くじ助成金で  
整備した祭礼用具を活用するこ  
とにより、伝統文化を後世に伝え  
るとともに、地域のつながりをよ  
り一層、深めていきます。



**宝くじ  
コミュニティ助成事業**  
この事業は、宝くじの社会貢献  
広報事業として、宝くじの受託

総務課(TEL72-2051)から

**南部長寿大学の  
入学式について**

■日時 令和2年4月17日(金)  
午後2時～  
■場所 南部公民館  
くわしくは、南部公民館へお問  
い合わせください。

南部公民館(TEL72-1400)から

**■保安林の場合**

150万円以下の罰金に処され  
る場合があります。

**■普通林の場合**

100万円以下の罰金に処され  
る場合があります。  
間伐または人工林の択伐は、  
伐採する90～20日前までに届出  
が必要

**無届伐採を行った場合の罰則**

産業課(TEL72-1337)から

**森林の立木を伐採するときは  
届出などが必要です**

森林の立木を伐採しようとする  
ときは、森林法に基づく伐採の届  
出などが必要です。無届け、無  
許可による伐採をした場合、罰金  
に処される場合があります。

なお、1ha(10000㎡)

を超える森林の開発行為を行う  
場合は、県への許可申請(林地開  
発許可申請)が必要です。

くわしくは、産業課へお問い合わせ  
ください。

**届出などの時期**

**■普通林の場合**

・伐採する90～30日前までに届出  
が必要

**■保安林の場合**

・皆伐は、伐採面積の限度公表  
日から30日以内に県への許可申  
請が必要  
・天然林の択伐は、伐採する日  
の30日前までに県への許可申請  
が必要

**「行政・人権」相談は  
毎月開催しています**

町では、毎月1回、役場とふ  
れ愛センター(隔月交代)で、午  
後1時30分～午後3時30分まで、  
行政相談委員による「行政相談」  
と人権擁護委員による「人権相  
談」を行っています。お気軽にご  
相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守さ  
れます。予約の必要はありません。  
開催日は、町の広報紙でご確  
認ください。町内一斉放送でも  
お知らせします。

**新学期が始まります!  
地域ぐるみで子どもを守りましょう**

4月に入ると、新しい学校に入学し、慣れない  
通学を始める子ども達もいます。  
子ども達への見守り、目配り、心配りへのご  
協力をお願いします。  
また、草刈りや樹木の剪定等を行って、見通  
しを良くし、犯罪のおこりにくいまちづくりを推  
進しましょう。



- 運動の重点**
- ★子供を始めとする歩行者の安  
全の確保
  - ★高齢運転者等の安全運転の励  
行
  - ★自転車の安全利用の推進
  - ★飲酒運転の根絶(和歌山県重点)
  - ★横断歩道における歩行者優先  
の徹底(和歌山県重点)

**『余裕持て 時間とところと  
車間距離』**

令和2年度交通安全年間ス  
ローガン(一般の部)最優秀作

## ミニドック健診を受けましょう

ミニドックは、全て無料です!!

健診名	対象年齢／受診要件	
国保特定健診	35才～75才／国民健康保険に加入の方	
B型・C型肝炎検査	40才～／今までに検査を受けたことのない方	◎国民健康保険以外の医療保険に加入している方も受診できます。(ただし、加入している医療保険者が、肝炎検査、がん検診を実施している場合、本人はそこで受診してください。)
前立腺がん検診	50才～／偶数年齢の方(※)	
胃レントゲン検診		
胸レントゲン検診	40才～	
大腸がん検診		
子宮頸がん検診	20才～／偶数年齢の方(※)	
乳がん検診	36才～／偶数年齢の方(※)	

### 4月中旬の郵便物にご注意ください!

4月中旬に対象者へ案内状をお送りしますので、ぜひお申込みください。(申込みは4/30まで)  
80才以上の方には案内状は送付していませんが、受診を希望される方は、ふれ愛センターへお申込みください。  
※前立腺がん・胃レントゲン・子宮頸がん・乳がん検診は、昨年度対象で受診できなかった方は、今年、受診できますので、ふれ愛センターまでお問い合わせください。

## 楽しいストレッチ教室のご案内

「心」と「体」を開放しながら楽しく運動しませんか。  
4月7日～5月26日の間で、7回(毎週火曜日)開催します。※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止・変更する場合があります。

**開催日** 4月7日・14日・21日・28日  
5月12日・19日・26日  
**受付** 午後7時～  
**教室** 午後7時30分～9時  
**場所** ふれ愛センター  
**持ってくる物** 室内用シューズ、タオル、飲み物

\*運動しやすい服装でお越しください。  
申し込みは不要で、どなたでも参加できます。  
**参加費無料!**  
くわしくは、ふれ愛センター保健師まで  
(Tel.74-3337)



## ふれ愛喫茶からのお知らせ

ふれあい喫茶では、本格的なコーヒーを販売しています。  
ママ友の会、サークル活動の帰りに…  
ぜひ、お立ち寄りください。



喫茶時間は月曜日～土曜日  
9:00～11:00 13:30～15:00  
(金・土曜日は午前中のみ)

定休日は、金・土曜日の午後・日曜日・祝日です。※ただし、定休日以外でも、休む場合があります。

**喫茶運営を手伝ってくれるボランティアも随時募集しています!**

お問い合わせは、ふれ愛センター保健師へ。

## マタニティー&ベビーサロン

**日時** 4月28日(火)10:00～11:30  
**場所** ふれ愛センター  
**対象** 妊婦または小さなお子さんの保護者

## 乳がん検診を受けましょう

4月1日～10日は  
ピンクリボン着用習慣です

日本人女性の12人に1人が乳がんにかかると言われていますが、早期に発見できれば約90%が治る病気です。

ピンクリボン運動は、乳がんの早期発見の大切さを伝え、検診を受けるきっかけを作るための活動です。

ピンクリボンの着用を希望される方は、ふれ愛センターへお問い合わせください。



## 歯周疾患検診を受けましょう

**対象者** 令和2年度に40・50・60・70歳になられる方

**内容** 県内の歯周疾患検診実施医療機関での歯周病検診

**費用** 無料

**実施期間** 令和2年度中

4月中に対象者へ案内状や受診券をお送りします。



## 4月のトレーニング教室

**開催日** 3日・10日・17日・24日の金曜日(予定)  
18:00～21:00  
トレーニングマシン等による自由運動  
19:20と19:40にストレッチポールを実施(各、限定8名。初めての方を優先)  
20:00～21:00 健康リズム体操(音楽に合わせて行う楽しい体操です)

**場所** はあと館(社会福祉センター)

**対象** 町内在住・在勤の成人の方

**持ってくる物** 室内用シューズ、タオル



4月のおひさま広場は、全園お休みです



## 乳幼児健診(場所/ふれ愛センター)

受付時間12:45～13:15

健診名	実施日
4・10か月児健診 (令和元年5月・11月・12月生まれ)	4月21日(火)
1歳6か月児健診 (平成30年8月・9月生まれ)	4月8日(水)
2歳6か月児健診 (平成29年8月・9月生まれ)	4月24日(金)
3歳6か月児健診 (平成28年8月・9月生まれ)	4月28日(火)

## 健康相談のお知らせ

**日時** 4月16日(木)13:30～15:00  
**場所** Aコープみなべ店様駐車場  
管理栄養士・保健師・看護師による健康相談を行います。  
血圧測定や血管年齢測定も行います。  
生活習慣病の予防や食事について等、お気軽にご相談ください。

## 献血にご協力をお願いします

4月23日(木)(予定)  
9:00～10:30 紀州農協アグリセンター  
みなべ様前  
12:00～13:30 東農園様前  
14:30～16:30 Aコープみなべ店様駐車場  
※献血カードまたは本人であることを証明できるもの(運転免許証など)をお持ちください。

■県による巡回職業相談

○4月10日(金)13:00~15:00

南部公民館

相談員が求人情報を提供、また求職の相談を受けます。くわしくは、日高振興局企画産業課(TEL 0738-24-2911)へ。

■田辺年金事務所年金相談

○4月11日(土)(9:30~16:00)

同事務所(田辺市朝日ヶ丘 TEL 24-0432)へ。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからはTEL 03-6700-1165へ)

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は休み。

延長窓口

住民福祉課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行します。

サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時15分までにご連絡ください。

■延長窓口実施日時

○毎週木曜日 17:15~19:00

(年末年始、祝日は除く)

■開設場所 住民福祉課

■交付できる証明書

○住民票の写し ○印鑑登録証明書

○マイナンバーカードの交付

■連絡先 住民福祉課 TEL 72-2161

夜間(土曜日)・小児救急診療所

○毎週土曜日18:00~21:30

(年末年始、祝日は除く)

田辺市高雄一丁目23-1

(田辺市民総合センター内)TEL 26-4909へ

各種相談  
など

町民の皆さんが普段の生活の中で、抱えている悩みや困りごとを相談員の方に相談できる窓口です。

■人権・行政相談

○4月9日(木)13:30~15:30

みなべ町役場

■消費生活巡回相談

○4月2日・16日(木)13:00~15:00

みなべ町役場

■農業資金相談

○4月22日(水)13:00~16:00

みなべ町役場

○申込先 産業課(TEL 72-1337)

※個別相談のため、事前申込が必要です。

【4月17日(金)】

■生活お困り相談

○4月28日(火)13:30~15:30

みなべ町役場

■教育相談

○教育学習課

●学校は、TEL 74-2191へ。

●幼稚園、保育所、学童保育所は、TEL 74-3738へ。

■暮らしなんでも相談(町社協)

○毎週月~金曜日9:00~16:00

はあと館

■身近な民生委員・児童委員さんにご相談を

民生委員・児童委員は相談内容に応じて必要な支援が受けられるように行政や関係機関につないでくれます。

また、児童福祉を専門とする主任児童委員もいます。

お問い合わせ先 住民福祉課(TEL 72-2161)へ。

講座 はじめての野菜作り

去年から引き続き、南部高校の小山良広先生をお招きして野菜作り講座を行いました。道具の使い方や肥料の説明、栽培のポイントなどを、丁寧に教えていただきました。

ポップ大賞展

高校生のセンスあふれる作品と各校それぞれ趣向を凝らした素晴らしい図書館通信などを展示してくれました。みなさん感心して見入っていました。

梅の里カメラクラブ写真展

趣のある景色や瞬間をとらえた美しい写真を展示していただきました。来館者にも大好評でした。

おすすめの本の展示

図書館からのおすすめの本を展示します。みなさんどうぞご覧ください。

4月1日(水)~5日(日) ゆめよみ館

4月8日(水) 高城分室

4月10日(金)~11日(土) 上南部分館

4月15日(水) 清川分室

こんな本、いかが？

今月のオススメ

『シルバー川柳9  
ブログよりコンロ炎上気をつける』  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会+ポプラ社編集部 編(ポプラ社)



『『久しぶり』 本当は誰だか わからない』、「電話鳴るたどり着いたら ちょうど止む」。モノ忘れや体力低下も何のその。身におこる様々な変化を笑いにかけて、ICT化の波にも乗り遅れまいと努力を重ねるシルバー世代の日常がユーモラスな川柳から伝わってきます。メガネ不要の大活字。15分で読めちゃいます。気分転換にぜひ。

そのほかにこちらも



としょがほ  
図書館通信



町立図書館  
(ゆめよみ館)  
Tel.72-1410

上南部分館  
(生涯学習センター内)  
Tel.74-3283

4月のテーマ展示

1階 「新生活スタート」

入学や進級、就職など新たな出会いの季節です。手作りの入学用品、一人暮らしの防犯対策や料理、仕事のマナーなど、これから始まる新しい生活に役立つ本を紹介します。

2階 「あの人に本を」

4月23日は、したい人に本をプレゼントする「サン・ジョルディの日」。スペインでは本と一緒に、赤いバラもおくるそうです。あなたの大切な人に本をプレゼントしてみては？

ゆめよみ館  
4月のカレンダー

- ゆめよみ館は祝日も開館しています
- 1日(水) おすすめ本の展示 (~5日)
- 4日(土) わくわくタイム(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 6日(月) 休館
- 11日(土) おはなし会(14:00~)
- 13日(月) 休館
- 18日(土) おはなし会(14:00~)
- 20日(月) 休館
- 23日(木) ちいさいひとのためのおはなし会(0~3歳)(10:30~)
- 25日(土) ビデオ上映会(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 27日(月) 休館
- 30日(木) 休館(館内整理日)

上南部分館 おはなしの会  
4月11日(土)午前10時30分から

# ご卒業式おめでとうございます

3月6日、町内の中学校(南部、上南部、高城中学校)で卒業式が行われました。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3校とも規模を縮小(在校生不在など)しての、卒業式となりました。



▲南部中学校では、卒業生60名が保護者や先生方に見守られながら、卒業証書を受け取りました。

## 2月届出分(敬称略)(了承をいただいた方だけを掲載しています)

### 人のうごき

	2月末現在	(前月比)	2月中の異動
男	5,930人	(-7人)	出生 6人 死亡 16人
女	6,608人	(-10人)	転入 20人 転出 27人
人口	12,538人	(-17人)	高齢化割合 (65歳以上)32.0%
世帯数	4,804世帯	(-8世帯)	

